

水俣市上下水道事業公告第5号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、水俣市契約事務規則（令和2年規則第12号）第3条の規定により公告する。

令和8年8月4日

水俣市（水俣市公共下水道事業）

代表者 水俣市長 高岡利治

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 業務等番号 | 令和8年度下水第10号 |
| (2) 業務等名 | 百間汚水中継ポンプ場耐震改築更新工事監理業務 |
| (3) 履行場所 | 水俣市汐見町一丁目 地内 |
| (4) 業務内容 | 百間汚水中継ポンプ場の耐震補強工事、機械設備改築更新工事及び電気設備改築更新工事に係る工事監理業務 |
| (5) 履行期間 | 令和8年9月16日頃から令和9年3月31日 |
| (6) 入札予定年月日 | 令和8年9月10日 |
| (7) 予定価格 | 10,402,700円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| (8) 入札書比較価格 | 9,457,000円（消費税及び地方消費税額を除く。） |
| (9) 入札方式条件付 | 一般競争入札（事前審査型） |
| (10) 低入札調査基準価格 | 有 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 請負代金額の10分の1以上 |
| (13) 企業形態 | 単体企業 |

2 競争入札参加資格

- (1) 令和7・8年度水俣市工事入札参加者資格（測量・建設コンサルタント等）の認定を受けている者のうち、熊本県内に主たる営業所等（本社、本店、営業所及び支店等）を有する者であること。
- (2) 令和元年度（2019年度）以降、元請けとして完了した、当該業務と同様の履行実績を有すること。
- (3) 管理技術者として以下の資格のいずれかを有する者を配置できること。
 - ・技術士（上下水道部門「下水道」又は総合技術監理部門「下水道」）
 - ・1級土木施工管理技士
- (4) 水俣市の指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

3 提出書類

区分	提出書類・添付書類
入札参加資格審査申請時	①入札参加資格審査申請書 ②令和元年度（2019年度）以降、元請けとして完了した、当該業務と同様の履行実績を証明する書類（契約書（変更契約書含む）又はコリンズ・テクリスの登録内容確認書（業務実績／工事实績）のいずれか一つ） ③配置予定技術者届 ④配置予定技術者については、その資格を証する書類の写し
質問書の受付時	質問書
入札書提出時	入札書

4 入札手続等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の交付	公告日から 令和8年9月10日まで	水俣市ホームページに掲載
質問書の受付	公告日から 令和8年8月21日まで	原則、電子申請。但し、簡易書留による郵送（消印有効）又は持参も可。持参する場合の受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）とする。
質問に対する回答の閲覧	公告日から 令和8年9月10日まで	水俣市ホームページに随時掲載
入札参加資格審査申請書の受付	公告日から 令和8年8月21日正午まで	原則、電子申請。但し、簡易書留による郵送（消印有効）又は持参も可。持参する場合の受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）とし、受付最終日は正午までとする。
入札参加資格認定通知	令和8年8月28日頃	入札参加資格認定者に通知
入札及び開札	令和8年9月10日 午前9時30分	水俣市役所3階・会議室C
契約締結予定日	令和8年9月16日頃	

5 入札等担当部署

区分	担当部署	電話番号等	住所
入札担当	水俣市総務企画部財政課 契約管財係	TEL0966-61-1605 FAX0966-62-0611	〒867-8555 水俣市陣内一丁目1番1号
技術、監督担当	水俣市上下水道局 下水道工務係	TEL0966-61-1626 FAX0966-61-1221	〒867-8555 水俣市陣内一丁目1番1号

6 その他

- (1) 入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止する。
- (2) この入札公告に示した入札参加条件を満たさない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 落札者を決定した日から7日以内に業務委託契約を締結するものとする。
- (7) 実際の業務において、配置予定技術者と異なる者を配置する場合は、申請時の配置予定技術者と同等の資格を有する者を配置すること。